

公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
基金管理業務方法書

制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号
最終改正 令和 7 年 3 月 18 日付け 7 年度発中畜第 5518 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（以下「業務方法書」という。）は、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体公募要領」（平成 28 年 1 月 18 日付け 27 生畜第 2389 号農林水産省生産局長通知）により基金管理団体として選定された公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき行う畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第 2 条 中央畜産会は、本事業の各業務を行うに当たっては、その重要性に鑑み、交付等要綱、実施要領、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連携の下に交付等要綱第 37 に基づき造成された畜産・酪農収益力強化総合対策基金（以下「基金」という。）を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手続きに従い、交付等要綱別表 1（第 6 関係）に規定された事業実施主体、都道府県、リース事業者及び畜産クラスター協議会（以下「事業実施主体等」という。以下同じ。）に対する本事業に係る補助金等の交付事業その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

(事業実施要領の作成)

第 3 条 交付等要綱第 6 の 2 の事業の実施に当たり、中央畜産会は、当該事業に係る事業実施要領（以下「畜産経営体質強化資金対策事業実施要領」という。）を作成し、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）の承認を受けるものとし、畜産経営体質強化資金対策事業実施要領に基づき、事業を実施するものとする。

第2章 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業

(基金管理団体の業務)

第4条 中央畜産会が、本事業において実施する業務は、交付等要綱別表1（第6関係）に定められた事業内容ごとに、事業実施主体等に対して補助金の交付を行う事業（以下「補助金交付事業」という。）に係る業務、自ら事業実施主体として実施する事業（以下「事業実施主体事業」という。）に係る業務及び基金管理に係る業務とする。

(補助金交付事業)

第5条 中央畜産会が、事業実施主体等に対して補助金の交付を行う事業は、交付等要綱別表1（第6関係）の1の（1）、（2）、（3）のア及び（4）から（6）までの事業とする。

(事業実施主体事業)

第6条 中央畜産会が、自ら実施する事業は、交付等要綱別表1（第6関係）の1の（2）、（3）のイ、2及び3の事業とする。

第3章 補助金交付事業の実施

(国が承認した事業実施計画の把握等)

第7条 公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）は、交付等要綱第6の1の（2）及び（4）から（6）までの事業を除く補助金交付事業について、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）が承認（承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。）した事業実施計画の通知を地方農政局長等より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。

2 交付等要綱第6の1の（2）及び（4）から（6）までの事業の実施に当たり、会長は、次に掲げる手法により必要な手続きを行うものとする。

- (1) 会長が別に定める公募要領により応募した団体の中から事業実施主体を選定し、その結果を畜産局長に報告するものとする。
- (2) 事業実施主体が提出した事業実施計画書を取りまとめ、畜産局長に提出し、承認を受けるものとする。
- (3) 畜産局長から承認があった場合は、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(事業実施主体等への補助金の交付決定等)

第8条 会長は、補助金交付事業について、事業実施主体等からの補助金交付申請書の提出を受け、前条により通知を受けた事業実施計画との整合性を確認し、補助金の交付が適当と判断される場合には、速やかに交付決定を行い、補助金交付に係る条件を付して事業実施主体等に補助金交付決定の通知を行うものとする。

また、会長は、畜産局長又は地方農政局長等が変更承認した事業実施計画の内容を確認・把握し、事業実施主体等からの補助金変更交付申請書の提出を受けた場合は、前記手続きに準じて処理し、交付決定の変更通知を行うものとする。

2 本事業の実施は、補助金の交付決定後に行うものとするが、交付等要綱第6の1の(1)及び(3)のアの事業において、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手等を行う場合にあつては、事業の内容が明らかになり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体等は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体等は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとし、その理由を明記した交付決定前着手届を地方農政局長等及び会長に提出するものとする。

3 事業実施主体等は、第1項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、「消費税法」(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に「地方税法」(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

4 会長は、事業実施主体等に対し、補助金交付決定に係る年度の第3四半期末日現在における事業遂行状況について報告を求めるものとする。ただし、第10条に基づく補助金の概算払請求書兼遂行状況報告書をもってこれに代えることができるものとする。

また、会長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体等に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

5 会長は、交付等要綱第6の1の(1)の事業において、地方農政局長等から事業の完了年度の変更に係る承認を受けた事業実施計画について、止むを得ない理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないことから地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第213条又は第220条第3項に規定する繰越しについて、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は、これを承認することができるものとする。

なお、会長は、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は管轄する地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等に意見を求めることができるものとする。

(事業の実績報告及び補助金の支出等)

第9条 会長は、補助金交付事業について、事業実施主体等が事業を完了したときは、その完了の日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに実績報告書の提出を受けるものとする。

2 会長は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、前条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性並びに実施要領別紙1の第8の1の(11)に基づく地方農政局長等からの通知を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、補助金の額を確定し、事業実施主体等に通知するとともに、速やかに補助金の支払いを行うものとする。

また、会長は、交付等要綱第6の1の(1)及び(3)のアの事業について、前記により補助金の額を確定した場合は、実績報告書の写し等を添え、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあつては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、交付等要綱第4の5に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

3 会長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分についての補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 前条第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体等は、第1項の実績報

告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 6 前条第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書に取りまとめ、速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第2項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

- 7 会長は、交付等要綱第6の1の(1)の事業について、地方農政局長等に承認された計画が複数年度にわたって事業を実施することを内容とする場合には、事業実施年度の翌年度の4月30日までに、事業実施主体等から年度終了実績の報告を受けるものとする。

(補助金の概算払)

第10条 事業実施主体等は、補助金交付事業に係る補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、概算払請求書を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の提出があった場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第8条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、交付決定を行った額の範囲内で補助金の概算払を行うものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあっては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、交付等要綱第4の4に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 会長は、畜産局長から事業の中止又は廃止の通知があった場合及び次に掲げる場合には、第8条第1項の交付決定の全部又は一部を取消し又は変更(以下「取消等」という。)することができる。

- (1) 事業実施主体等が、法令、本業務方法書又は法令若しくは本業務方法書に基づく交付決定の条件に違反した場合
- (2) 事業実施主体等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

- (3) 事業実施主体等が、本事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 会長は、前項の取消等をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 会長は、第1項(1)から(3)までの取消等をした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第9条第4項の規定を準用する。
- 5 第9条第4項及び本条により返納された補助金及び加算金は、基金に繰り入れるものとする。

(補助金交付事業に係る中央畜産会の責務)

第12条 中央畜産会は、畜産局長又は地方農政局長等が承認した事業実施計画が適切に実行されるよう、円滑かつ適正な補助金交付を行わなければならない。

また、交付決定及び補助金の支払いを行うに当たり、疑義がある場合には、速やかに畜産局長及び地方農政局長等に報告し、適切な対応について必要な指示を受けるものとする。

第4章 事業実施主体事業の実施

(事業実施計画の作成・承認)

第13条 中央畜産会は、事業実施主体事業の実施に当たり、実施要領第5の規定に従い、事業実施計画を作成し、畜産局長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業の実施)

第14条 中央畜産会は、前条において承認を受けた事業実施計画に基づき、適切かつ円滑に事業を執行するものとする。

(事業実施主体事業の経費支出)

第 15 条 中央畜産会は、前条の事業に要する経費及び基金の管理運営等により発生する事務費について、基金から充てるものとする。

(事業実施主体事業に係る中央畜産会の責務)

第 16 条 中央畜産会は、国、都道府県、関係団体と連携し、本事業の趣旨が徹底されるよう、適切に事業を執行しなければならない。また、このために、国、都道府県、関係団体等と連携し、積極的な事業の周知に努めなければならない。

第 5 章 適切な基金の管理

第 17 条 中央畜産会は、基金勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 中央畜産会は、交付等要綱別表 1 (第 6 関係) に定める事業内容の 1 の (1) から (3) まで、1 の (4) から (6) まで、2 並びに 3 の事業ごとに経理を区分して管理するものとする。

3 中央畜産会の事務費は、第 2 項の区分ごとに支出するものとする。

4 中央畜産会は、基金を交付等要綱及び実施要領に定められた用途以外の目的で使用してはならない。また、本事業に係る支出は、基金から行われなければならない。

5 中央畜産会は、基金から補助金を交付した事業実施主体等ごとに事業の収支を明確にしておかなければならない。

6 中央畜産会は、基金を金融機関、預金種別により管理する。

7 中央畜産会は、前項の管理により果実が生じた場合は、これを基金に繰り入れるものとし、畜産局長の承認を得て、管理事務費を含め第 4 条に掲げる事業に充てることができるものとする。

8 中央畜産会は、本事業の終了後において、基金に残額が生じた場合、その国庫への返還手続等について、畜産局長の指示を受けるものとする。また、本事業が終了する前において、当該事業に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定) 3 の (4) のアの使用見込みの低い基金保有額があるときについても、同じく畜産局長の指示を受けるものとする。

第6章 報告

(事業実施状況の報告)

第18条 中央畜産会は、交付等要綱第37の3に基づき、毎年度、畜産局長に基金の管理状況を報告しなければならない。

第7章 雑則

(財産の管理等)

第19条 中央畜産会は、事業実施主体等に対して、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

- 2 前項の取得財産等を処分することにより、事業実施主体等に収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を基金に返納させることがあるものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 会長は、事業実施主体等に対して「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条に準じて、取得財産等を交付等要綱第6の1の（1）及び（3）のアの事業にあつては地方農政局長等、交付等要綱第6の1の（2）及び3の事業にあつては会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないよう指示しなければならない。

- 2 取得財産等のうち、前項の規定の対象となるものは、交付等要綱第27の1及び2に規定する。
- 3 第1項の財産の処分を制限する期間は、「補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）に準じることとする。
- 4 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、交付等要綱第6の1の（1）及び（3）のアの事業にあつては地方農政局長等、交付等要綱第6の1の（2）及び3の事業にあつては会長の承認を受けなければならない。

- 5 前項に規定する手続は、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知) に準じて行うこととし、中央畜産会は、畜産局長へ承認に当たっての意見を求めることができるものとする。

(残存物件の処理)

第 21 条 事業実施主体等(交付等要綱第 6 の 1 の (2) の事業にあつてはリース事業者及び畜産クラスター協議会を除く。)は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付等要綱第 6 の 1 の (1) 及び (3) のアの事業にあつては地方農政局長等、交付等要綱第 6 の 1 の (2) 及び 3 の事業にあつては会長に報告しその指示を受けなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 22 条 中央畜産会は、事業実施主体等に対して、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について補助金を受領した会計年度の翌年度から 5 年間保存するよう指導するものとする。

- 2 中央畜産会は、事業実施主体等に対し、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項の帳簿に加え、財産管理台帳を整備保管するよう指導するものとする。

- 3 中央畜産会は、必要に応じて、事業実施主体等に対し、補助金に係る経理内容を調査し、補助金の支払の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(補助金交付の際付すべき条件)

第 23 条 会長は、第 5 条の補助金交付事業により事業実施主体等に対して補助金を交付するときは、本業務方法書第 19 条から第 22 条までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体等は、本事業を遂行するため、売買、請負その他契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、本事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (2) 事業実施主体等は、(1) により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、

指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(事業参加承認の際に付すべき条件)

第24条 会長は、第6条の事業実施主体事業のうち、交付等要綱別表1(第6関係)の1の(2)の事業について、実施要領別紙2の第5の4の(4)による事業参加を承認するときは、交付等要綱及び実施要領に従うべきことその他、実施要領別紙2の第3の1の導入方式に応じて、本業務方法書の第19条から第23条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第25条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、中央畜産会が別に定めるものとする。

附則

この業務方法書は、生産局長の承認のあった日(平成28年3月2日)から適用する。

附則

この業務方法書は、平成28年11月17日(理事会の決議のあった日)から施行し、生産局長の承認のあった日(平成28年12月14日)から適用する。

附則

この業務方法書は、平成29年3月15日(理事会の決議のあった日)から施行し、生産局長の承認のあった日(平成29年3月15日)から適用する。

附則

この業務方法書は、平成30年3月14日(理事会の決議のあった日)から施行し、生産局長の承認のあった日(平成30年3月23日)から適用する。

附則

この業務方法書は、平成31年3月13日(理事会の決議のあった日)から施行し、生産局長の承認のあった日(平成31年3月22日)から適用する。

附則

この業務方法書は、令和2年3月19日(理事会の決議のあった日)から施行し、生産局長の承認のあった日(令和2年3月25日)から適用する。

附則

この業務方法書は、令和4年3月16日（理事会の決議のあった日）から施行し、畜産局長の承認のあった日（令和4年3月31日）から適用する。

附則

- 1 この業務方法書は、令和5年3月15日（理事会の決議のあった日）から施行し、畜産局長の承認のあった日（令和5年3月17日）から適用する。
- 2 この通知による改正前の公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この業務方法書は、令和6年3月15日（理事会の決議のあった日）から施行し、畜産局長の承認のあった日（令和6年3月18日）から適用する。
- 2 この通知による改正前の公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この業務方法書は、畜産局長の承認のあった日（令和6年4月23日）から施行する。
- 2 この通知による改正前の公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この業務方法書は、令和7年3月18日（理事会の決議のあった日）から施行し、畜産局長の承認のあった日（令和7年3月25日）から適用する。
- 2 この通知による改正前の公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程

制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1313 号
最終改正 令和 7 年 3 月 27 日付け 6 年度発中畜第 6501 号

第1 趣 旨

この規程は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の円滑な推進を図るため、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号制定。以下「業務方法書」という。）第 25 条の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第 6 の 1 に掲げる事業ごと及び同第 6 の 3 に掲げる事業の補助金交付申請等に係る様式、交付等要綱第 6 の 1 の（2）の事業に係る補助方法等と取得した財産処分を取扱い並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙 2 の第 5 の 7 の（3）のアの（ア）及び（イ）の基金管理団体が定める貸付対象機械装置の貸付期間等について定めるものとする。

第2 実施手続きに関する様式

交付等要綱第 6 の 1 に掲げる事業ごと及び同第 6 の 3 に掲げる事業の補助金交付申請等に係る様式は、次のとおり別記 1 から 7 に定めるものとする。

別記 1	施設整備事業
別記 2-1	機械導入事業
別記 2-2	機械導入事業（公募選定団体）
別記 3	調査・実証・推進事業（実証支援事業）
別記 4	生産基盤拡大加速化事業・肉用牛
別記 5	生産基盤拡大加速化事業・乳用牛
別記 6	優良繁殖雌牛更新加速化事業
別記 7	ICT 化等機械装置等導入事業

第3 補助方法等の取扱い

業務方法書第 14 条に定める事業の実施のうち、実施要領別紙 2 の第 1 の 1 の事業に係る同要領別紙 2 の第 5 の 6 の補助方法等については、別記 2-1 別添 1 の規定に基づき、適正に行うこととする。

第4 財産処分についての取扱い

業務方法書第20条の5に定める財産処分手続のうち、実施要領別紙2の第1の1の事業により取得した財産の処分については、別記2-1 別添2の規定に基づき、実施要領別紙8の第1の2の事業により取得した財産の処分については、別記7 別添の規定に基づき、適正に行うこととする。

第5 基金管理団体が定める貸付期間等

(1) 実施要領別紙2の第5の7の(3)のアの(ア)の基金管理団体が別に定める貸付対象機械装置の貸付期間は、1年から法定耐用年数以内の期間で、借受者とリース事業者が合意した期間とする。

(2) また、実施要領別紙2の第5の7の(3)のアの(イ)の基金管理団体が別に定める貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、再リースにより引き続き効率的に利用するよう努めることとする。

附則

- 1 この規程の改正は、令和6年3月27日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程の改正は、令和7年3月27日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

別記1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）

別記1様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事

〇〇年度において、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって〇〇農政局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 都道府県事業実施計画総括表（実施要領別紙1の別記様式第2号別添）
- 2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）実施計画書（実施要領別紙1の別記様式第1号別添）

（注）承認を受けた農政局長は、地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長を記載。

別記1様式第2号（業務方法書第8条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事

〇〇年度において、〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））については、事業実施計画の変更について、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって〇〇農政局長から承認を受けたので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更（又は中止、廃止）の理由
- 2 関係書類

（注）

- 1 中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 承認を受けた農政局長は、地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長を記載。
- 3 都道府県事業実施計画総括表及び実施計画書の変更箇所を変更前と変更後が比較対照できるように表示して提出すること。

別記1様式第3号（業務方法書第8条第4項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第3四半期までに 完了したもの		第4四半期以後に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月 日	
畜産・酪農収益力強化 整備等特別対策事業 費（施設整備事業）	円	円	%	円		

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記1様式第4号（業務方法書第10条関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）補助金概算払請求書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

都道府県知事

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第10条第1項の規定に基づき、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区 分	補助事業 に要する 経費	補助金 ①	既受額額 ②		今回請求額 ③		残 額 ①- (②+③)		事業完 了予定 年月日	備考
			金 額	出来高	金 額	〇月〇 日まで の予定 出来高	金 額	〇月〇 日まで の予定 出来高		
畜産・酪農収益 力強化整備等特 別対策事業費 （施設整備事 業）	円	円	円	%	円	%	円	%		
1 事業費										
2 附帯事務費										
計										

<振込先>

金融機関名
 支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義

別記1様式第5号(業務方法書第10条関係)

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)

補助金概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業))については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて同業務方法書第10条第1項の規定に基づき金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業に要する経費	補助金 ①	既受領額 ②		遂行状況 報告 〇年〇月 末日の出来高	今回請求額 ③		残 額 ①- (②+③)		事業完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 までの予定 出来高	金額	〇月〇日 までの予定 出来高		
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費(施設整備事業)	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
1 事業費											
2 附帯事務費											
計											

<振込先>

金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義

別記1様式第6号（業務方法書第9条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

1 精算額

区 分	補助事業に 要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費 （施設整備事業）	円	円	円	円	
1 事業費					
2 附帯事務費					
計					

<振込先>

金融機関名

支店名

口座種別・口座番号

口座名義

2 都道府県事業実施実績総括表

(注) 実施計画総括表に準じて実施実績総括表を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正する方法により、計画と実績が比較対照できるように表示する。

3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）実施実績書

(注) 実施計画書に準じて実施実績書を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正する方法により、計画と実績が比較対照できるように表示する。

4 添付書類

支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し及び確認のための資料（出来高設計書、財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外に係るものについては、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付する。

別記1様式第7号（業務方法書第8条第5項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 畜産・酪農収益力強化整備
等特別対策事業（施設整備事業）繰越承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）補助金について、下記のとおり繰越したいので、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第5項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 理由書
別紙のとおり。
- 2 箇所別調書
別紙のとおり。
- 3 工程表及び位置図
別紙のとおり。

別紙

箇所別調書(翌債承認に係るもの)

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備事業等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業)))の繰越予定地区調書

事項	箇所名	事業概要	(当初計画)変更計画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額(円)	左の額の支出見込額内訳(円)		事業完了予定年月日	備考
					本年度分	翌年度分		
〇〇県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))	〇〇県〇〇市 〇〇地区	位置 〇〇市〇〇 事業実施主体名 〇〇クラスター協議会 取組主体名 〇〇〇〇 工事内容 〇〇1棟 〇〇 〇〇	設計積算・入札期間 (R〇〇年〇月～R〇〇年〇月) R〇〇年〇月～R〇〇年〇月 工事期間 (R〇〇年〇月～R〇〇年〇月) R〇〇年〇月～R〇〇年〇月					
計				0	0	0		

注:本様式は「翌債承認」に係るものであり、「事故繰越」の場合は別途指示する。

別記1様式第8号（業務方法書第9条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

1 精算額

区 分	補助事業に 要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（施設整備事業）	円	円	円	円	
1 事業費					
2 附帯事務費					
計					

注：補助金等については、繰越し分を除く金額を記入する。

<振込先>

金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義

別記1様式第9号（業務方法書第9条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）実績報告書（繰越分）

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

1 精算額

区 分	補助事業に 要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（施設整備事業）	円	円	円	円	
1 事業費					
2 附帯事務費					
計					

注：補助金等については、繰越し分の金額を記入する。

<振込先>

金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義

2 都道府県事業実施実績総括表(繰越分)

(注) 実施計画書に準じて実施実績書を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業) 実施実績書(繰越分)

(注) 実施計画書に準じて実施実績書を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

4 添付書類

支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し及び確認のための資料(出来高設計書、財産管理台帳の写し等)を添付し、経費以外に係るものについては、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付する。

別記1様式第10号（業務方法書第9条第2項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）に係る実績報告

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事

公益社団法人中央畜産会会長から〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））について、別添のとおり公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき報告したので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領別紙1の第8の1の（10）の規定に基づき提出する。

（注）

- 1 〇〇農政局長は、地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長を記載。
- 2 別添として、公益社団法人中央畜産会会長に報告した実績報告書（別記1様式第6号、別記1様式第8号、別記1様式第9号）の写しを添付。

別記1様式第11号（業務方法書第9条第2項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）に係る実績報告

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

〇〇農政局長

〇〇年〇月〇日付け第〇〇号をもって〇〇知事から提出があった〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））に係る実績報告については、適当であると判断したので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領別紙1の第8の1の（11）の規定に基づき通知する。

（注）〇〇農政局長は、地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長を記載。

別記1様式第12号（業務方法書第9条第6項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）の仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告する。（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金〇〇円を返還する。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金〇〇〇円 |
| （〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号による額の確定通知額） | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金〇〇〇円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

別記1様式第14号 (業務方法書第22条第2項関係)

財産管理台帳

地区名	地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名								
	事業主体	工種構造 設置区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	経費の配分			処分制限期間		処分の状況		
事業種目							補助金	都道府県費	市区町村費	その他	耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	摘要
							円	円	円	円					
計															
計															
合計															

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体等の長 殿

所在地
商号又は名称
代表者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条第2項の規定に基づく排除措置命令又は同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記2-1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）

別記2-1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会→畜産クラスター協議会）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

〇〇畜産クラスター協議会会長 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長

このことについて、下記により事業参加を承認したので通知します。

なお、取組主体に対する事業参加承認通知については、貴職から下記の2及び3の条件を
付し通知いただきますようお願いいたします。

また、機械装置販売店との売買契約の締結及び補助対象機械装置の正式な発注は、本通知
から原則として1ヶ月以内に行うこと。

記

1 補助対象機械装置

補助対象となる機械装置は、〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号の〇〇年度畜産・酪農収益
力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をも
って申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等
特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。

2 取組主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付等要綱（平成28年1月20
日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基
金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、
同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事
業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・
酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月
17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。

3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。

（1）取組主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該
収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管
しなければならないこと。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過してい
ない場合にあつては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなけ
ればならない。

（2）取組主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」と
いう。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付
の目的に従い、効率的な運用を図らなければならないこと。

（3）取組主体は、取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）については、
処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けずに補助金の交
付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

（4）取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようと
するときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならない
こと。

添付資料

別紙 〇〇年畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別紙様式

財 産 管 理 台 帳

(取組主体名:)

畜産クラス協議会名:				事業実施年度	令和 年度	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (機械導入事業購入方式)						
事業の内容				導入 年月日	経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
機械装置名	メーカー名	型式番号	数量		事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
						補助金	その他					
					円	円	円					
計												

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
 3 摘要欄には、中古品の場合は「中古品」と記載するとともに、譲渡先、交換先、貸し付け先及び
 抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産
 管理台帳に代えることができる。

別記2-1参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（畜産クラスター協議会→取組主体）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

取組主体 様

〇〇畜産クラスター協議会
会 長

このことについて、下記のとおり事業参加が承認されたので通知します。

なお、機械装置販売店との売買契約の締結及び補助対象機械装置の正式な発注は、本通知から原則として1ヶ月以内に行うこと。

記

1 補助対象機械装置

補助対象となる機械装置は、〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号の〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。

2 取組主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。

3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 取組主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していない場合にあっては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(2) 取組主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。

(3) 取組主体は、取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(4) 取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならない。

添付資料

別紙 〇〇年畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別記2-1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会→都道府県窓口団体）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

都道府県窓口団体会長 様

公益社団法人中央畜産会
会 長

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたので通知いたします。

なお、貴（都道府）県の畜産クラスター協議会に対しましては、事業参加承認通知書を同封いたしますので、貴職から手交いただきますようお願いいたします。

添付資料

別紙 〇〇年 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別記2-1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会→都道府県知事）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

都道府県知事 様

公益社団法人中央畜産会
会 長

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたのでご報告いたします。

なお、貴（都道府）県の窓口団体、畜産クラスター協議会に対しましては、別途通知しましたので申し添えます。

添付資料

別紙 〇〇年 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別記2-1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会→畜産クラスター協議会）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

〇〇畜産クラスター協議会会長 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長

このことについて、別紙「〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおり事業参加を承認したので通知します。

なお、取組主体等の事業参加承認通知書については、同封いたしますので貴職から手交いただきますようお願いいたします。

添付資料

別紙 〇〇年 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別記2-1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会→取組主体等）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

取組主体等 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長

このことについて、下記のとおり事業参加を承認したので通知します。

なお、リース事業者とのリース契約の締結及びリース事業者から機械装置販売店への補助対象機械装置の正式な発注は、本通知から原則として1ヶ月以内に行うこと。

記

1 補助対象機械装置

補助対象となる機械装置は、〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号の〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。

2 取組主体等は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、同実施要領の別紙2（以下「要領別紙2」という。）及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。

3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 取組主体等は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 取組主体等は、貸付期間満了に伴いリース事業者から譲渡を受けた取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）であって、処分制限期間を経過していない場合は、要領別紙2の第5の7の（3）のアの（ア）により財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- (3) 取組主体等は、取得財産等については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (4) 取組主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならない。

添付資料

別紙 〇〇年畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別記2-1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会→都道府県窓口団体）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

都道府県窓口団体会長 様

公益社団法人中央畜産会
会 長

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたので通知いたします。

なお、貴（都道府）県の畜産クラスター協議会及び取組主体等に対しましては、事業参加承認通知書を同封いたしますので、貴職から通知いただきますようお願いいたします。

添付資料

別紙 〇〇年 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別記2-1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会→都道府県知事）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

都道府県知事 様

公益社団法人中央畜産会
会 長

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたのでご報告いたします。

なお、貴（都道府）県の窓口団体、畜産クラスター協議会及び取組主体等に対しましては、別途通知しましたので申し添えます。

添付資料

別紙 〇〇年 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書

別記2-1様式第1-1号(実施要領別紙2の第6の1関係)
 (畜産クラスター協議会→中央畜産会)

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)
 実績報告書【第 回要望分】

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿
 (都道府県窓口団体経由)

住 所
 〇〇畜産クラスター協議会会長 氏 名

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

また、併せて畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程 別記2-1 別添1の規定に基づき、下記のとおり補助金〇〇〇円を請求する。

記

1 事業名

- 畜産経営強化支援事業
- 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業
- 畜産経営等強化支援事業

※該当の事業名にチェックを入れる

2 補助対象機械装置・金額等

No	取組主体名	補助対象機械装置の概要						機械装置価格、補助金等									
		補助機械装置名	新品・中古の区分 ※1	法定耐用年数 ①	中古機械の場合 経過年数 ② 残存年数 (①-②) ※2		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	下取り機械 価格 C (円)	下取りに係る消費税 D (円)	計 (円)	補助率	補助金額 ((A-C)×1/2 以内) (円)
1																1/2	
2																1/2	
3																1/2	
計																	

※1:新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※2:新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

3 添付書類

- (1) 別記2-1様式第1-1号 〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)実績報告書【第 回要望分】(取組主体から提出された実績報告書)の写し
- (2) 別記2-1様式第2-1号 補助対象機械装置の導入報告書(購入方式)の写し
- (3) 事業参加承認通知書の写し

<振込先>

金融機関名
 支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義(フリガナ)

別記2-1様式第1-1号（実施要領別紙2の第6の1関係）
 （取組主体→畜産クラスター協議会）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
 実績報告書【第 回要望分】

番 号
 年 月 日

〇〇畜産クラスター協議会
 会 長 殿

住 所
 取組主体名

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

また、併せて、下記のとおり補助金〇〇〇円を請求する。

記

1 事業名

- 畜産経営強化支援事業
 - 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業
 - 畜産経営等強化支援事業
- ※該当の事業名にチェックを入れる

2 補助対象機械装置・金額等

No	取組主体名	補助対象機械装置の概要						機械装置価格、補助金等									
		補助機械装置名	新品・中古の区分 ※1	法定耐用年数 ①	中古機械の場合		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	下取り機械 価格 C (円)	下取りに係る消費税 D (円)	計 (円)	補助率	補助金額 ((A-C)×1/2 以内) (円)
					経過年数 ②	残存年数 (①-②) ※2											
1															1/2		
2															1/2		
3															1/2		
計																	

※1: 新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※2: 新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

3 添付書類

- (1) 別記2-1様式第2-1号 補助対象機械装置の導入報告書（購入方式）
- (2) 事業参加承認通知書の写し

<振込先>

金融機関名
 支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義（フリガナ）

別記2-1様式第1-2号（実施要領別紙2の第6の1関係）
（取組主体等→中央畜産会）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
実績報告書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿
（都道府県窓口団体経由）

住 所
取組主体等（借受者）名

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

1 事業名

- 畜産経営強化支援事業
- 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業
- 畜産経営等強化支援事業

※該当の事業名にチェックを入れる

2 貸付対象機械装置・金額等

（注）機械装置名、数量、機械価格、消費税、補助金額等を記載する。

3 添付書類

- （1）貸付対象機械装置に係るリース契約書（写し）
- （2）貸付対象機械装置の導入報告書（別記2-1様式第2-2号）
- （3）事業参加承認通知書の写し

（注）農協等が再貸付を行っている場合は、再貸付先から実績報告を受け作成すること。

別記2-1様式第2-1号

補助対象機械装置の導入報告書（購入方式）

事業名	<input type="checkbox"/> 畜産経営強化支援事業 <input type="checkbox"/> 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業 <input type="checkbox"/> 畜産経営等強化支援事業 ※該当の事業名にチェックを入れる	
取組主体 ※個人の場合は代表者名欄に氏名を記入	組織名（法人名）：	
	代表者名（自署）：	
販売業者	会社名：	
補助対象機械装置の名称		
銘柄（製造メーカー）		
型式		
機械装置製造番号		
車両等の場合登録番号		
補助対象機械装置の納入年月日		
導入年月日		
導入場所		
所見	申請内容と相違ないか	
	カタログどおりか	
	新品であるか	
	試運転の結果はどうか	
	業者から取扱説明を受けたか	
備考		

- (注)
- 1 事業ごと販売業者ごとに作成する。
 - 2 導入日に撮影した機械装置の全景写真（四方から）及びメーカー名・製造番号・車両登録番号の確認可能な銘板等の写真並びに車検証もしくは標識交付証明書等（登録車両、届出車両のみ）の写し。
 - 3 売買契約書又はこれに代わる注文書等の写し、納品書の写し、明細書の写し、領収書又はこれに代わる振込依頼書の控えの写し、動産総合保険証等の写しを添付する。
 - 4 「別紙様式 財産管理台帳」の写し。
 - 5 機械装置や銘柄、型式などは事業参加承認通知書記載の通りに作成すること。

別記2-1様式第2-2号

補助対象機械装置の導入報告書（リース方式）

事業名	<input type="checkbox"/> 畜産経営強化支援事業 <input type="checkbox"/> 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業 <input type="checkbox"/> 畜産経営等強化支援事業 ※該当の事業名にチェックを入れる
取組主体等（借受者） ※個人の場合は代表者名欄に氏名を記入	組織名（法人名）： 代表者名（自署）：
リース事業者	会社名：
補助対象機械装置の名称	
銘柄（製造メーカー）	
型式	
機械装置製造番号	
車両等の場合登録番号	
販売業者等の名称	
補助対象機械装置の納入年月日	
貸付番号	
導入年月日	
導入場所	
所見	申請内容と相違ないか
	カタログどおりか
	新品であるか
	試運転の結果はどうか
	業者から取扱説明を受けたか
取組主体名 ※転貸の場合	

- (注)
- 1 事業ごとリース事業者ごとに作成する。
 - 2 導入日に撮影した機械装置の全景写真（四方から）及びメーカー名・製造番号・車両登録番号の確認可能な銘板等の写真並びに納品書、明細書、車検証もしくは標識交付証明書等（登録車両、届出車輛のみ）の写しを添付する。
 - 3 農協等が再貸付を行っている場合は、備考欄に取組主体名を記入する。
 - 4 機械装置や銘柄、型式などは事業参加承認通知書記載の通りに作成すること。

別記2-1様式第3号(業務方法書第9条関係)
(リース事業者→中央畜産会)

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業リース方式)
精算払請求書【第 回要望調査分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

住 所
リース事業者名
代 表 者 名

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の2の規定に基づき、下記のとおり補助金〇〇〇円を請求する。

記

1 請求対象借受者数及び補助金額

事業名	借受者数(件)	補助金額(円)
畜産経営強化支援事業		
飼料生産受託組織等経営高度化支援事業		
畜産経営等強化支援事業		
計		

2 添付書類

- (1) 事業別県別の請求明細書
- (2) 貸付対象機械装置に係るリース契約書(写し)
- (3) 貸付対象機械装置に係る借受証(写し)
- (4) 貸付対象機械装置の詳細が分る資料(機械装置ごとの銘柄、型式と台数)

3 支払先

金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義(フリガナ)

別記2-1様式第4号(業務方法書第9条第6項関係)

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)の
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

住 所
リース事業者名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇の精算払請求により交付を受けた補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業))について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程 別記2-1 別添1の第3の2の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|---|-------|
| 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)補助金の精算払請求額 | 金〇〇〇円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金〇〇〇円 |

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）。
 - ・事業を実施する者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
 - ・その他参考となる資料を添付すること。

別記2-1 別添1

事業実施要領別紙2の第1の1の事業に係る補助方法等の取扱い

第1 補助金の請求

- 1 会長は、事業実施要領別紙2の第1の1の事業に係る取組主体等が機械装置の導入を完了したときは、リース方式にあつてはリース事業者から精算払請求書、購入方式にあつては畜産クラスター協議会から実績報告書による補助金の請求を受けるものとする。
- 2 また、会長は、公募選定団体が審査を行ったリース事業者及び畜産クラスター協議会への補助金の支払いについて、公募選定団体から補助金の支払に係る依頼を受けるものとする。

第2 補助金の支払い

- 1 会長は、第1の1の規定による請求を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて確認・調査等を行い、実施要領別紙2の第6の1の取組主体等の実績報告書及び実施要領別紙2の第5の4の(4)の事業参加承認の内容とこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、その支払額を請求者に通知するとともに、速やかに支払いを行うものとする。
- 2 会長は第1の2の規定による支払に係る依頼を受けた場合には、必要に応じて確認・調査等を行い、補助金の支出が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、その支払額を公募選定団体が審査を行ったリース事業者又は畜産クラスター協議会に通知するとともに、速やかに支払いを行うものとする。併せて、公募選定団体にも支払日を通知するものとする。

第3 消費税の取扱い

- 1 精算払請求をしたリース事業者は、第2の1の精算払請求書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 2 精算払請求をしたリース事業者は、精算払請求をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書により速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第2の1及び第2の2の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書（機械導入事業購入方式）
（中央畜産会→畜産クラスター協議会）

番 号
年 月 日

〇〇畜産クラスター協議会会長 会長 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る補助金の精算払いについて【第 回要望分】

〇〇年〇月〇日付けをもって提出された標記事業実績報告書につきまして、内容について審査したところ妥当と認められるので畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程別記2-1 別添1の第2の1の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを通知します。

なお、〇〇年〇月〇日に指定の畜産クラスター協議会の口座に振込みますので、入金確認後、直ちに当該取組主体への支払いをお願いいたします。

記

1 支払額

円

2 取組主体名

3 補助対象機械装置

貴会より提出された別添財産管理台帳のとおり

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書（機械導入事業購入方式）
（中央畜産会→窓口団体）

番 号
年 月 日

都道府県窓口団体会長 様

公益社団法人中央畜産会
会 長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る補助金の精算払いについて【第 回要望分】

このことについて、別添のとおり補助金の支払いを決定しましたので通知いたします。
なお、〇〇畜産クラスター協議会に対しましては、貴職から通知いただきますようお願いいたします。

[添付書類]

（畜産クラスター協議会）あて通知文書

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書（機械導入事業リース方式）
（中央畜産会→リース事業者）

番 号
年 月 日

リース事業者 様

公益社団法人中央畜産会
会 長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る精算払いについて【第 回要望分】

〇〇年〇月〇日付けをもって提出された標記事業精算払請求書につきまして、内容について審査したところ妥当と認められるので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程別記2-1 別添1の第2の1の規定に基づき以下のとおり補助金の支払いをいたしますので通知します。

あわせて、当該借受者への周知もお願い申し上げます。

なお、〇〇年〇月〇日に指定の口座に振込みますのでご了知願います。

記

1 支払額

（1）畜産経営強化支援事業	円
（2）飼料生産受託組織等経営高度化支援事業	円
（3）畜産経営等強化支援事業	円
計	円

2 支払内訳

貴社より提出された別添「〇〇年度 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）精算払請求書 事業別県別明細書（写）」のとおり。

別記2-1 別添1 参考様式 補助金支払通知書(公募選定団体)(機械導入事業購入方式)
(中央畜産会→畜産クラスター協議会)
(公募選定団体経由)

番 号
年 月 日

〇〇畜産クラスター協議会会長 会長 様
(公募選定団体経由)

公益社団法人中央畜産会
会 長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)
に係る補助金の支払いについて【第 回要望分】

〇〇年〇月〇日付けをもって(公募団体名)へ提出された標記事業実績報告書につきまして、(公募団体名)において内容を審査したところ妥当と認められることから、補助金支払依頼書が本会へ提出されましたので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程別記2-1 別添1の第2の2の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを通知します。

なお、〇〇年〇月〇日に指定の畜産クラスター協議会の口座に振込みますので、入金確認後、直ちに当該取組主体への支払いをお願いいたします。

記

1 支払額

円

2 取組主体名

3 補助対象機械装置

貴会より提出された別添財産管理台帳のとおり

別記2-1 別添1 参考様式 補助金支払通知書(公募選定団体)(機械導入事業リース方式)
(中央畜産会→リース事業者)

番 号
年 月 日

リース事業者 様

公益社団法人中央畜産会
会 長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業リース方式)に係る
補助金の支払いについて【第 回要望分】

〇〇年〇月〇日付けをもって(公募選定団体名)へ提出された標記事業精算払請求書につきまして、(公募選定団体名)において内容について審査したところ妥当と認められることから、補助金支払依頼書が本会へ提出されましたので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程別記2-1 別添1の第2の2の規定に基づき下記のとおり補助金の支払いをいたしますので通知します。

あわせて、当該契約者への周知もお願い申し上げます。

なお、〇〇年〇月〇日に指定の口座に振込みますのでご了承ください。

記

1 支払額

(1) 畜産経営強化支援事業	円
(2) 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業	円
(3) 畜産経営等強化支援事業	円
計	円

2 支払内訳

貴社より(公募選定団体名)へ提出された別添「〇〇年度 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)精算払請求書及び事業別県別明細書(写)」のとおり。

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払日通知書（公募選定団体）
（中央畜産会→公募選定団体）

番 号
年 月 日

公募選定団体 様

公益社団法人中央畜産会
会 長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）に係る
補助金支払日の通知について【第 回要望分】

〇〇年〇月〇日付け（文書番号）をもって提出された標記事業補助金支払依頼書につきまして、別添写しのとおり補助金の支払日を畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程別記2-1別添1の第2の2の規定に基づき通知します。

なお、畜産クラスター協議会宛ての通知文書につきましては、貴職から通知いただきますようお願いいたします。

[添付書類]

（畜産クラスター協議会）あて通知文書

（リース事業者、畜産クラスター協議会）あて通知文書の写し

別記2-1 別添2

機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い

1 財産処分に係る承認申請等

- (1) 補助対象財産の所有者（借受者を含む）が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、取組主体等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、中央畜産会会長（以下「会長」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 会長は、前項の承認をするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）の別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

2 災害被害財産等に係る承認申請等

- (1) 取組主体等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきときは、災害報告書（別紙様式第2号）により、会長に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。
- (2) 会長は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、1に従った手続きを指示することができる。

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

- ※購入方式の場合
(所属協議会名)
(会長名)
(取組主体名 (自署))
- ※リース方式の場合
(所属協議会名)
(貸付主体名)
(取組主体名 (自署))

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）により取得した（又は効用の増加した）財産について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第20条の4の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い1の（1）の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

- (1) 処分を行う理由
- (2) 今後の利用方法（処分区分）
- ((注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。)

2 処分の対象財産

- (1) 取組主体等（転貸の場合は取組主体名を記載）
- (2) 導入方式：(購入方式、リース方式（直貸）・（転貸）から該当するものを記載)
- (3) 財産の名称、所在、型式、数量

名 称	所 在	形 式	数 量

(購入方式の場合は別記様式第3号一別紙2 申請内容、リース方式の場合は別記様式第4号一別紙2 申請内容に準じて記載)

- (4) 機械価格、補助金額
- (5) 事業参加承認日、文書番号
- (6) 導入年月日
- (7) 耐用年数（処分制限期間）：〇年
- (8) 経過年数：〇年〇ヶ月
- (9) 現状の写真（添付）

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

次の（１）～（３）に該当する資料を添付すること。

- （１）財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること
- （２）処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること
 - ①補償契約書等の写し
 - ②取り壊し等の工事概要、事業費（予定）
- （３）処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「無償」で備考欄を適用する場合には、次の資料を添付すること

<平成28年度～令和2年度要望分の場合>

ア 購入方式の場合

- ①クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
- ②譲渡先の申請内容（別記様式第3号－別紙2）
- ③譲渡先の定款（法人の場合）
- ④譲渡先の認定農業者の認定書面（写し）（該当する場合のみ）
- ⑤譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート（写し）（該当する場合のみ）
- ⑥譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し）（該当する場合のみ）
- ⑦譲渡先の履歴事項証明書（写し）（法人の場合）
- ⑧譲渡先への経営委譲（継承）を証する書面（写し）
- ⑨財産管理台帳（写し）
- ⑩その他、必要な書類

イ リース方式（直貸）の場合

- ①クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
- ②譲渡先の申請内容（別記様式第4号－別紙2）
- ③譲渡先の定款（法人の場合）
- ④譲渡先の認定農業者の認定書面（写し）（該当する場合のみ）
- ⑤譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート（写し）（該当する場合のみ）
- ⑥譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し）（該当する場合のみ）
- ⑦譲渡先の履歴事項証明書（写し）（法人の場合）
- ⑧譲渡先への経営委譲（継承）を証する書面（写し）
- ⑨リース契約書、借受書（写し）
- ⑩その他、必要な書類

ウ リース方式（転貸）の場合

- ①クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
- ②譲渡先の申請内容（別記様式第4号－別紙2）
- ③譲渡先の定款（法人の場合）
- ④譲渡先の認定農業者の認定書面（写し）（該当する場合のみ）
- ⑤譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート（写し）（該当する場合のみ）
- ⑥譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し）（該当する場合のみ）
- ⑦譲渡先の履歴事項証明書（写し）（法人の場合）
- ⑧譲渡先への経営委譲（継承）を証する書面（写し）
- ⑨リース契約書、借受書（写し）
- ⑩その他、必要な書類

<令和3年度以降要望分の場合>

ア 購入方式の場合

- ② クラスタ計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
- ② 譲渡先の参加申請書（別記様式第3号、別記様式第3号-別紙2）
- ③ 譲渡先の参加申請書兼確認書（別記様式第3号-別紙4）
- ④ 譲渡先の定款（法人の場合）
- ⑤ 譲渡先の認定農業者の認定書面（写し）（該当する場合のみ）
- ⑥ 譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート（写し）（該当する場合のみ）
- ⑦ 譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し）（該当する場合のみ）
- ⑧ 譲渡先の履歴事項証明書（写し）（法人の場合）
- ⑨ 譲渡先への経営委譲（継承）を証する書面（写し）
- ⑩ 財産管理台帳（写し）
- ⑪ その他、必要な書類

イ リース方式（直貸）の場合

- ② クラスタ計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
- ② 譲渡先の参加申請書（別記様式第3号、別記様式第3号-別紙3-1）
- ③ 譲渡先の参加申請書兼確認書（別記様式第3号-別紙4）
- ④ 譲渡先の定款（法人の場合）
- ⑤ 譲渡先の認定農業者の認定書面（写し）（該当する場合のみ）
- ⑥ 譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート（写し）（該当する場合のみ）
- ⑦ 譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し）（該当する場合のみ）
- ⑧ 譲渡先の履歴事項証明書（写し）（法人の場合）
- ⑨ 譲渡先への経営委譲（継承）を証する書面（写し）
- ⑩ リース契約書、借受書（写し）
- ⑪ その他、必要な書類

ウ リース方式（転貸）の場合

- ② クラスタ計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
- ② 譲渡先の参加申請書（別記様式第3号、別記様式第3号-別紙3-2）
- ③ 譲渡先の参加申請書兼確認書（別記様式第3号-別紙4）
- ④ 譲渡先の定款（法人の場合）
- ⑤ 譲渡先の認定農業者の認定書面（写し）（該当する場合のみ）
- ⑥ 譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート（写し）（該当する場合のみ）
- ⑦ 譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し）（該当する場合のみ）
- ⑧ 譲渡先の履歴事項証明書（写し）（法人の場合）
- ⑨ 譲渡先への経営委譲（継承）を証する書面（写し）
- ⑩ リース契約書、借受書（写し）
- ⑪ その他、必要な書類

災害報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

※購入方式の場合

(所属協議会名)

(会長名)

(取組主体名 (自署))

※リース方式の場合

(所属協議会名)

(貸付主体名)

(取組主体名 (自署))

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）により取得した（又は効用の増加した）補助対象財産（以下、「機械装置等」という。）が、災害（例 〇〇地震）により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴会から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく指示があった場合には、その指示に従います。

記

1 機械装置等の概要

- (1) 事業参加承認日、文書番号
- (2) 取組主体等（転貸の場合は取組主体名を記載）
- (3) 導入方式：（購入方式、リース方式（直貸）・（転貸）から該当するものを記載）
- (4) 機械装置等の名称、所在、型式、数量

名 称	所 在	形 式	数 量

（購入方式の場合は別記様式第3号—別紙2 申請内容、リース方式の場合は別記様式第4号—別紙2 申請内容に準じて記載）

- (5) 機械装置等の設置場所
- (6) 機械価格、補助金額
- (7) 耐用年数（処分制限期間）：〇年
- (8) 導入年月日：
- (9) 経過年数：〇年〇ヶ月

2 災害の概要

- (1) 被災の原因
〇〇年〇月〇日（〇〇地震による被災）（〇〇気象台調べ 〇〇時〇〇分）
- (2) 被災の程度
施設等の破損（建物の〇〇が〇〇） 被害見積価格
機械装置等の復旧が不可能との判断した理由等
- (3) 被災機械装置の収支等
機械装置等の取り壊し等の概算経費
処分に係る収益等の見込額（損失補償金を含む。）

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳（写し）（該当する場合）
- 2 被害状況の写真など
- 3 その他、必要な書類

別記2-2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））

別記2-2様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））
 補助金交付申請書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代表者名

〇〇年度において、〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって畜産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

別紙「〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおり（実施要領別紙2の別記様式第2号（別紙の事業実施計画書を含む）の写しを添付）

- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体）） 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

- 4 事業実施期間
 〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
- 5 添付書面
 - (1) 定款
 - (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別記2-2様式第2号（業務方法書第8条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））
補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体）））については、事業実施計画の変更について、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって畜産局長から承認を受けたので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更（又は中止、廃止）の理由
- 2 事業の内容
別紙「〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」
のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）

- 1 中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 別記2-2様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書きし、上段に変更前を（ ）書きで記載すること。

別記2-2様式第3号（業務方法書第8条第4項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））
 遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体）））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		第3四半期までに完了したもの		第4四半期以後に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（機械導入事業（公募選定団体）） 推進指導事業	円	円	%	円		

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記2-2様式第4号（業務方法書第10条関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））
 補助金概算払請求書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体）））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第10条第1項の規定に基づき、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

1 概算請求額

区分	補助事業に要する経費	補助金 ①	既受領額 ②		今回請求額 ③		残 額 ①-(②+③)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（機械導入事業（公募選定団体）） 推進指導事業	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

2 振込先

金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義

3 機械導入事業の今回請求額に係る添付書類

請求時点での事業費の支出実績及び支出計画

別記2-2様式第5号（業務方法書第10条関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））
 補助金概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体）））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて同業務方法書第10条第1項の規定に基づき金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

1 概算請求額及び遂行状況

〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	補助金 ①	既受領額 ②		遂行状況報告 〇年〇月末日の出来高	今回請求額 ③		残 額 ①- (②+③)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日までの予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（機械導入事業（公募選定団体）） 推進指導事業	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

2 振込先

金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義

3 機械導入事業の今回請求額に係る添付書類

請求時点での事業費の支出実績及び支出計画

別記2-2様式第6号

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））
 補助金支払依頼書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇をもって畜産局長の承認を得た事業実施計画に基づき配分予定額が通知された機械装置について、リース事業者からの精算払請求書及びクラスター協議会からの実績報告書と取組主体等から提出された実績報告書の内容を審査したところ妥当と認められることから、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程 別記2-1別添1の第1の2の規定に基づくリース事業者等への補助金の支払いを下記のとおり依頼する。

記

1 支払依頼額

区分	配分予定額①	既依頼額 ②	今回依頼額 ③	残 額 ①- (②+③)	備考
		金額	金額	金額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（機械導入事業（公募選定団体）） 1 機械導入事業 ・リース方式 ・購入方式	円	円	円	円	
計					

2 振込先

別紙 補助金支払依頼書 明細書のとおり

3 機械導入事業の今回依頼額に係る添付書類

- (1) 別紙の補助金請求書 明細書
- (2) (リース方式) 本規程別記2-1の様式第3号によるリース事業者からの精算払請求書の鑑（写し）及び添付書類の事業別県別の請求明細書（写し）
- (3) (購入方式) 本規程別記2-1の様式第1-1号によるクラスター協議会からの実績報告書の鑑（写し）及び財産管理台帳（写し）

別紙 補助金支払依頼書 明細書

基金管理団体への提出日	
-------------	--

【リース方式】補助金請求一覧

リース事業者名	請求日	配分 回次	件 数	請求額			請求額計	振込先
				畜産経営強化 支援事業	飼料生産受託 組織等経営高 度化支援事業	畜産経営等 強化支援事業		
								金融機関名、支店名、口座種別・口 座番号：、口座名義（フリガナ）
						合計		

								金融機関名、支店名、口座種別・口 座番号：、口座名義（フリガナ）
						合計		

								金融機関名、支店名、口座種別・口 座番号：、口座名義（フリガナ）
						合計		

【購入方式】補助金請求一覧

畜産クラスター 協議会名	請求日	配分 回次	件 数	取組主体名	事業名	請求額	振込先
					※該当する事 業名を記載す る		
							金融機関名、支店名、口座種 別・口座番号：、口座名義（フ リガナ）

別記2-2様式第7号（業務方法書第9条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））
 実績報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体）））について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。

また、〇〇年〇月〇日付け〇〇をもって畜産局長の承認を得た事業実施計画に基づき配分予定額が通知された機械装置に係る補助金の支払依頼額についても以下のとおり報告する。

記

1 事業の目的

2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））実施実績書
 （注） 実施計画書に準じて実施実績書を作成する（別紙の事業実施計画書を除く）。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費 （機械導入事業（公募選定団体）） 推進指導事業	円	円	円	円	
計					

4 事業に係る精算額

（単位：円）

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 支払依頼額

区分	配分予定額①	既依頼額 ②	残 額 ①-②	備考
		金額	金額	
畜産・酪農収益力強化整備等 特別対策事業費(機械導入事 業(公募選定団体)) 1 機械導入事業 ・リース方式 ・購入方式	円	円	円	
計				

6 事業実施期間

〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日

7 振込先

別紙補助金請求書 明細書のとおり

8 推進指導事業に係る添付書類

(注) 証拠書類として、各支出科目ごとに支出経費が明らかになる補助元帳などの写しを必ず添付すること。

別記2-2様式第8号（業務方法書第9条第6項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））
の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体）））について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告する。（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金〇〇円を返還する。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|---|---|-------|
| 1 | 補助金の額の確定額
(〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号による額の確定通知額) | 金〇〇〇円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3-2） | 金〇〇〇円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）。
- 事業を実施する者（取組主体）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- その他参考となる資料を添付すること。

別記3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）

別記3様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代表者名

〇〇年度において、〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって〇〇農政局長の承認を受けた事業実計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）実施計画書
（実施要領別紙3の別記様式第1号別添）

（注）承認を受けた農政局長は、地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長を記載。

別記3様式第2号（業務方法書第8条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業））については、事業実施計画の変更について、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって〇〇農政局長から承認を受けたので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更（又は中止、廃止）の理由
- 2 関係書類

（注）

- 1 中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 承認を受けた農政局長は、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）を記載。
- 3 交付決定を受けた実施計画書の変更箇所を変更前と変更後が比較対照できるように表示して提出すること。

別記3様式第3号（業務方法書第8条第4項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第3四半期までに完了したもの		第4四半期以後に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（実証支援事業）	円	円	%	円		

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記3様式第4号（業務方法書第10条関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）補助金概算払請求書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第10条第1項の規定に基づき、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区 分	補助事業 に要する 経費	補助金 ①	既受領額 ②		今回請求額 ③		残 額 ①- (②+③)		事業完 了予定 年月日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇 日ま での予 定出 来高	金額	〇月〇 日ま での予 定出 来高		
畜産・酪農 収益力強化 整備等特別 対策事業費 (実証支援 事業)	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

<振込先>

金融機関名
 支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義

別記3様式第5号（業務方法書第10条関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）補助金
 概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて同業務方法書第10条第1項の規定に基づき金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業に要する経費	補助金 ①	既受領額 ②		遂行 状況 報告 〇年 〇月 末日 の出来高	今回請求額 ③		残 額 ①- (②+③)		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月 〇日 までの 予定出来高	金額	〇月 〇日 までの 予定出来高		
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（実証支援事業）	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

<振込先>

金融機関名
 支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義

別記3様式第6号（業務方法書第9条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）実績報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業））について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

1 精算額

区 分	補助事業に 要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受額	精算額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策 事業費（実証支援事業）	円	円	円	円	
計					

<振込先>

金融機関名
 支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義

2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）実施実績書

（注）実施計画書に準じて実施実績書を作成する。なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 添付書類

（注）各支出科目ごとに支出経費が明らかになる領収証等の証拠書類を必ず添付すること。

別記3様式第7号（業務方法書第9条第6項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）の仕入れ
に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業））について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金〇〇円を返還する。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金〇〇〇円 |
| （〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号による額の確定通知額） | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金〇〇〇円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
 - ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
 - ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
 - ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
 - ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

別記3様式第8号（業務方法書第8条第2項関係）

令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）交付決定前着手届

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

事業実施主体名

代表者名

公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第2項の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので下記のとおりお届けする。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金の交付を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

別 添

1 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	うち補助金	着手年月日	完了予定 年月日

2 交付決定前着手理由

別記4 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業・肉用牛）
別記4様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年度において、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって畜産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））実施計画書

（注）実施要領別紙4の別記様式第1号の別添Iを関係書類として添付すること。

別記4様式第2号（業務方法書第8条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））については、事業実施計画の変更について、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって畜産局長から承認を受けたので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更（又は中止、廃止）の理由
- 2 関係書類

（注）

- 1 1は、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 交付決定を受けた実施計画書の変更箇所を加筆修正などの方法により、変更前と変更後が比較対照できるよう表示して提出すること。

別記4様式第3号（第8条第4項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
 （生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

事業の内容	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第3四半期までに完了したもの		第4四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記4様式第4号（業務方法書第10条関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第10条第1項の規定に基づき、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

事業の内容	補助事業 に要する 経費	補助金 ①	既受領額 ②		今回請求額 ③		残 額 ① - (②+③)		事業 完了 予定 年月 日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇日 までの予 定出来高	金額	〇月〇日 までの予 定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

<振込先>

金融機関名・支店名
口座種別・口座番号
口座名義

別記4様式第5号（業務方法書第10条関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
 （生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））
 補助金概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて同業務方法書第10条第1項の規定に基づき金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇年〇月〇日現在

事業の内容	補助事業に要する経費	補助金 ①	既受領額 ②		遂行状況報告 〇年〇月末日の出来高	今回請求額 ③		残 額 ①- (②+③)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日までの予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

<振込先>

金融機関名
 支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義

別記4様式第6号（業務方法書第9条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

1 精算額

事業の内容	事業費 円	補助金 円	左の内訳		備考
			既受領額 円	精算額 円	
計					

<振込先>

金融機関名・支店名
口座種別・口座番号
口座名義

2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業・肉用牛）実績報告書

（注）実施計画総括表に準じて実施実績総括表を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 添付書類

（注）支出科目ごとに支出経費が明らかになる証拠書類を必ず添付すること。

別記4様式第7号（業務方法書第9条第6項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））の仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金〇〇円を返還する。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金〇〇〇円 |
| （〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号による額の確定通知額） | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金〇〇〇円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

別記5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業・乳用牛）
別記5様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年度において、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって畜産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））実施計画書

（注）実施要領別紙5の別記様式第1号の別添Iを関係書類として添付すること。

別記5様式第2号（業務方法書第8条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））については、事業実施計画の変更について、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって畜産局長から承認を受けたので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更（又は中止、廃止）の理由
- 2 関係書類

（注）

- 1 1は、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 交付決定を受けた実施計画書の変更箇所を加筆修正などの方法により、変更前と変更後が比較対照できるよう表示して提出すること。

別記5様式第3号（第8条第4項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
 （生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

事業の内容	総事業費	事業の遂行状況				備考
		第3四半期までに完了したもの		第4四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記5様式第4号（業務方法書第10条関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第10条第1項の規定に基づき、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

事業の内容 容	補助事業 に要する 経費	補助金 ①	既受領額 ②		今回請求額 ③		残 額 ① - (②+③)		事業完 了予定 年月日	備 考
			金額 円	出来高 %	金額 円	〇月〇日 までの予 定出来高 %	金額 円	〇月〇日 までの予 定出来高 %		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

<振込先>

金融機関名・支店名

口座種別・口座番号

口座名義

別記5様式第5号（業務方法書第10条関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
 （生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））
 補助金概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて同業務方法書第10条第1項の規定に基づき金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇年〇月〇日現在

事業の内容	補助事業に要する経費	補助金 ①	既受領額 ②		遂行状況報告 〇年〇月末日の出来高	今回請求額 ③		残 額 ①- (②+③)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日までの予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

<振込先>

金融機関名
 支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義

別記5様式第6号（業務方法書第9条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

1 精算額

事業の内容	事業費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
	円	円	円	円	
計					

<振込先>

金融機関名・支店名
口座種別・口座番号
口座名義

2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））
実績報告書

（注）実施計画総括表に準じて実施実績総括表を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 添付書類

（注）支出科目ごとに支出経費が明らかになる証拠書類を必ず添付すること。

別記5様式第7号（業務方法書第9条第6項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））の仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛））について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金〇〇円を返還する。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金〇〇〇円 |
| （〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号による額の確定通知額） | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金〇〇〇円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

別記6 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業）

別記6様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（優良繁殖雌牛更新加速化事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年度において、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって畜産局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（優良繁殖雌牛更新加速化事業）実施計画書

（注）実施要領別紙6の別記様式第1号の別添Iを関係書類として添付すること。

別記6様式第2号（業務方法書第8条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（優良繁殖雌牛更新加速化事業）補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業）については、事業実施計画の変更について、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって畜産局長から承認を受けたので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更（又は中止、廃止）の理由
- 2 関係書類

（注）

- 1 1は、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 交付決定を受けた実施計画書の変更箇所を加筆修正などの方法により、変更前と変更後が比較対照できるよう表示して提出すること。

別記6様式第3号（第8条第4項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（優良繁殖雌牛更新加速化事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業）については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

事業の内容	総事業費	事業の遂行状況				備考
		第3四半期までに完了したもの		第4四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記6様式第4号（業務方法書第10条関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（優良繁殖雌牛更新加速化事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業）については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第10条第1項の規定に基づき、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

事業の内容	補助事業 に要する 経費	補助金 ①	既受領額 ②		今回請求額 ③		残 額 ① - (②+③)		事業 完了 予定 年月 日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇日 までの予 定出来高	金額	〇月〇日 までの予 定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

<振込先>

金融機関名・支店名
口座種別・口座番号
口座名義

別記6様式第5号（業務方法書第10条関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
 （優良繁殖雌牛更新加速化事業）
 補助金概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業）については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて同業務方法書第10条第1項の規定に基づき金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇年〇月〇日現在

事業の内容	補助事業に要する経費	補助金 ①	既受領額 ②		遂行状況報告 〇年〇月末日の出来高	今回請求額 ③		残 額 ①- (②+③)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日までの予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

<振込先>

金融機関名・支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義

別記6様式第6号（業務方法書第9条第1項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（優良繁殖雌牛更新加速化事業）実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業）について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

1 精算額

事業の内容	事業費 円	補助金 円	左の内訳		備考
			既受領額 円	精算額 円	
計					

<振込先>

金融機関名・支店名
口座種別・口座番号
口座名義

2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業）実績報告書
（注）実施計画総括表に準じて実施実績総括表を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 添付書類

（注）支出科目ごとに支出経費が明らかになる証拠書類を必ず添付すること。

別記6様式第7号（業務方法書第9条第6項関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（優良繁殖雌牛更新加速化事業）の仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業）について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金〇〇円を返還する。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金〇〇〇円 |
| （〇〇年〇月〇日付け〇〇年度発中畜第〇〇号による額の確定通知額） | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金〇〇〇円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

別記7 ICT化等機械装置等導入事業

別記7 別添

ICT化等機械装置等導入事業における「機械装置導入及び生産方式転換のための一体的な施設整備事業」により取得した財産の処分の取扱い

1 取得した財産の取扱いに対する考え方

(1) 機械装置の導入をリース方式により実施した場合

「畜産・酪農収益力強化総合対策事業のうちICT化等機械装置等導入事業においてリース方式で導入した機械装置の取り扱いについて(令和6年4月1日付け農林水産省畜産局畜産振興課家畜改良推進班事務連絡)」に基づき次のとおり取り扱うものとする。

なお、下記の①、②の考え方に即していない事案については、別記様式第1号 財産処分承認申請書の提出に必要な書類を準備し、対応について相談すること。

① 当該事業においてリース方式で導入した機械装置は、間接補助事業者の財産とはならないため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条(財産の処分の制限)に基づく農林水産大臣の承認には該当しない。

② 当該事業においてリース方式で導入した機械装置の補助金の返納額の算定は、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知、以下「財産処分等の承認基準に係る経理課長通知」という。)に準じて行うこととする。

なお、機械装置の導入と一体的に施設整備をリース方式で導入した場合は、この事務連絡に準じて取り扱うこととする。

(2) 機械装置の導入又は施設整備を購入方式により実施した場合

購入方式で導入した機械装置又は整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条(財産の処分の制限)の対象財産であり、その返納額の算定は、財産処分等の承認基準に係る経理課長通知に基づいて行うこととするものとする。

2 事業を中止しようとする場合の財産処分に係る承認申請等

(1) 労働負担軽減経営体が、処分制限期間内に事業を中止し、財産処分をしようとするときは、応援会議は、財産処分承認申請書(別紙様式第1号)により、公益社団法人中央畜産会会長(以下「会長」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 会長は、前項の承認をするときは、財産処分等の承認基準に係る経理課長通知別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(3) 応援会議は、この中止承認に基づき、リース契約の解除、及び機械装置の処分を行うこととする。

- (4) 会長からの承認通知を受けた応援会議は、財産処分等の承認基準に係る経理課長通知別表1の「補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合」(目的外使用)の「国庫納付額」の欄により返納額を算出(残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。)し、「事業中止結果報告書(別紙様式第1号-2)」を会長に報告するものとする。
- (5) 会長は、前項の報告書について内容を確認し、畜産局長に報告するものとする。

3 災害被害財産等に係る承認申請等

- (1) 取組主体等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきは、災害報告書(別紙様式第2号)により、会長に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。
- (2) 会長は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、畜産局長に報告を行い、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、1に従った手続きを指示することができる。

※ 本事業では、経理課長通知別表1を使用することとし、本手続きでは特に掲載しない

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

(応援会議)

団体名

代表者の役職及び氏名

(労働負担軽減経営体)

所在地

氏名又は法人名称

(法人の場合、代表者名)

〇〇年度 ICT 化等機械装置等導入事業により取得した財産について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業別紙8の第11(補助金の返納)の(2)、及び整備等特別対策事業公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第21条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い2の(1)の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

- (1) 処分を行う理由(事業の中止に至る具体的な原因・理由を記載して下さい。)
- (2) 今後の利用方法(処分区分)
- ((注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。)

2 処分の対象財産

- (1) 労働負担軽減経営体名
- (2) 導入方式:(リース方式、購入方式から該当するものを記載)
- (3) 財産の名称、所在、型式、数量

補助対象機械装置名	所在	形式	数量

(購入方式の場合は別添8-別紙1、リース方式の場合は別添9-別紙1の「1の補助

対象機械装置の概要」に記載している申請内容に応じて記載して下さい。)

- (4) 機械価格、補助金額
- (5) 借受日（購入の場合、導入又は納品）年月日
- (6) 耐用年数（処分制限期間）：○年
- (7) 経過年数：○年○ヶ月
- (8) 現状の写真（添付）

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

- (1) 事業完了報告書（別添 16）（添付資料も付けて下さい）
- (2) 実施状況報告書（別添 10）（添付資料も付けて下さい）

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

（応援会議）

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

〇〇年度 ICT 化等機械装置等導入事業の中止に伴う結果について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇年度発中畜第〇〇〇〇号をもって〇〇年度 ICT 化等機械装置等導入事業に係る事業の中止について、補助対象機械装置の処分方法及び補助金相当額を下記のとおり報告します。

記

1 補所金返還の理由

（記入例：労働負担軽減経営体の事業中止に伴う補助金相当額を返還する。）

2 労働負担軽減経営体名 〇〇 〇〇

3 補助対象機械装置

（1）処分した機械装置の内容

- ① 補助対象機械装置名：
- ② 型式：
- ③ 数量：

（2）処分方法

（4）返還補助金相当額 別紙のとおり

（別紙として、「返還に係る国庫補助金相当額の計算」を添付）

災 害 報 告 書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

(畜産ICT応援会議名)

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

〇〇年度ICT化等機械装置等導入事業により取得した間接補助対象機械装置が、災害等により被災し、間接補助目的に従った使用の継続が困難となったので、下記のとおり報告いたします。

なお、貴職から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）により付された条件に基づく指示があった場合には、その指示に従うことといたします。

記

1 被災機械装置等の概要

- (1) 労働負担軽減経営体名
- (2) 間接補助事業名及び実施年度
- (3) 導入方式：（リース方式、購入方式から該当するものを記載）
- (4) 財産の名称、所在、型式、数量

補助対象機械装置名	所在	形式	数量

(購入方式の場合は別添8－別紙1、リース方式の場合は別添9－別紙1の「1の補助対象機械装置の概要」に記載している申請内容に応じて記載して下さい。)

- (5) 機械価格、補助金額

2 災害の概要

- (1) 被災の原因

年 月 日 (〇〇による被災)

(〇〇消防署等調べ 〇〇時〇〇分) 及び地方紙掲載情報

(2) 被災の程度

機械装置等の破損（機械装置の〇〇が〇〇）、被害見積価格

機械装置施設等の復旧が不可能と判断した理由（メーカーの修理不能証明書）等

(3) 被災機械装置の収支等

機械装置等の取壊し（処分等を行うため取外しのための人件費と）等の概算経費

処分に係る売却等収益の見込額

3 その他

(1) 罹災証明書（写し）

(2) 被災状況の写真

(3) 事業完了報告書

(4) 2の根拠書類